

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	橿原市
4. 届出番号	20
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html">http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html</a>

執行機関名 橿原市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの(福祉医療貸付・ひとり親家庭等医療費助成)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		橿原市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第6の項 医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	橿原市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第135号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、市長が指定する奈良県内の保険医療機関又は保険薬局(以下「医療機関等」という。)に対して、医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、<u>生活の安定と自立を促すことを目的とする。</u>  第2条 この要綱において、貸付けの対象となる一部負担金等は、次に掲げる条例に規定するものをいう。  (1) 橿原市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年橿原市条例第25号)  (2) 橿原市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年橿原市条例第8号)  (3) <u>橿原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年橿原市条例第10号)</u>  第3条 資金の貸付けの対象となる者は、前条各号に規定する条例(以下「福祉医療費助成条例等」という。)の規定により医療費の助成を受けることができる者で、その生計を一にする扶養義務者の前年の所得金額(1月から7月までの申請については、前々年の所得とする。)の合計額が、次の表の右欄に定める額以内の者とする。</p> <table border="1" data-bbox="1265 523 2188 703"> <thead> <tr> <th>世帯人員数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1,512,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,178,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>2,862,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>3,474,000円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>3,474,000円に世帯人員数が4人より1人増えるにつき612,000円を加</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員数	金額	1人	1,512,000円	2人	2,178,000円	3人	2,862,000円	4人	3,474,000円	5人以上	3,474,000円に世帯人員数が4人より1人増えるにつき612,000円を加
世帯人員数	金額													
1人	1,512,000円													
2人	2,178,000円													
3人	2,862,000円													
4人	3,474,000円													
5人以上	3,474,000円に世帯人員数が4人より1人増えるにつき612,000円を加													
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>橿原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年条例第10号)  橿原市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年告示第135号)</p>												